

県道江川小松原線改築工事（和歌山県御坊市湯川町小松原字蛭田坪地内から同県同市湯川町小松原字九原坪地内まで）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成14年6月26日に和歌山県から事業認定申請のあった県道江川小松原線改築工事（和歌山県御坊市湯川町小松原字蛭田坪地内から同県同市湯川町小松原字九原坪地内まで）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1．土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」及び同条第35号に掲げる「前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設」に該当するものに関する事業であるため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2．土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である和歌山県は、道路法第15条において「都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。」と規定されていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であり、道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）第5条の規定に基づき、補助率10分の5による国庫補助の交付決定を受け、残る10分の5の経費については県費として既に予算措置を講じていることから、起業者としての能力を十分有するものと考えられる。

以上により、和歌山県は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3．土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、御坊市湯川町小松原字蛭田坪地内の市道丸山財部御坊線との接続点を起点とし、同市湯川町小松原字九原坪地内の一般国道42号との接続点を終点とする延長455mの区間について現道拡幅を行うもので、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第2級の規格に基づき2車線の道路を建設する改築事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、県道江川小松原線（以下「本路線」という。）の狭小な幅員を拡幅し、あわせて自転車歩行者道を設置することで、本路線の交通混雑の解消及び歩行者等の安全で円滑な交通確保について相当の寄与が見込まれ

る。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）による環境影響評価の対象の事業となっていないことなどから、大気質、騒音等への影響は、軽微なものであると考えられる。

なお、本件事業で整備される道路は、都市計画決定された都市施設であり、本件事業の事業計画の基本的内容は都市計画と整合しているものである。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4．土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、本路線が沿線地域の生活活動及び観光に欠くことができない幹線道路であるにもかかわらず、その幅員は狭小な上、歩道等が設置されていないことなどにより、交通混雑や交通事故が発生し、車両及び歩行者等の円滑な交通に大きな支障が生じていることなどから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要が認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5．結論

1．から4．で述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足すると判断される。

以上により、和歌山県から申請のあった県道江川小松原線改築工事（和歌山県御坊市湯川町小松原字蛭田坪地内から同県同市湯川町小松原字九原坪地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。